

社会福祉法人羽搏会評議員及び役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽搏会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬等の支給について必要な事項を定める。

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう報酬等とは、第4条第2項を除き、報酬及び実費弁償金をいう。

(会議出席報酬等)

第3条 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、別表1に掲げる報酬等を支給することができる。

2 役員が理事会に出席したときは、別表2に掲げる報酬等を支給することができる。

3 理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3に掲げる報酬等を支給することができる。

4 前各項の報酬等のうち実費弁償金については、交通費の実費が実費弁償金額を超えるときは、その実費額を支給する。ただし、理事長、常勤の理事及び職員業務を兼務する理事については、実費弁償金は原則として支給しない。

5 本条に定める報酬等は、会議開催当日、現金にて支給する。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事会の議決に基づき、別表4に掲げる報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等とは、1か月の報酬、通勤手当及び交通費を除く実費弁償金、並びに期末手当とし、その支払方法等については、当法人職員給与規程（平成17年9月制定）の規定を準用する。

3 理事長以外の理事が、理事長の命を受けて、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事会の議決に基づき、別表5に掲げる報酬等を支給することができる。ただし、当該理事が常勤又は職員業務を兼務する場合には支給しない。

4 監事が、評議員会及び理事会以外の日において、当法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、理事会の議決に基づき、別表6に掲げる報酬等を支給することができる。

5 第3項及び第4項の報酬等は、業務執行当日に現金にて支払うものとする。

(出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、当法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程に基づき、旅費等を支給することができる。なお、旅費を支給する出張については、第3条及び第4

条に規定する報酬等は支給しない。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (評議員会出席報酬等)

	報 酬 (日額)	実費弁償金 (日額)	備 考
会議出席報酬等	5,000円	1,000円	実費弁償金は、理事長、常勤又は職員兼務理事には不支給

別表 2 (理事会出席報酬等)

	報 酬 (日額)	実費弁償金 (日額)	備 考
会議出席報酬等	5,000円	1,000円	実費弁償金は、理事長、常勤又は職員兼務理事には不支給

別表 3 (評議員選任・解任委員会出席報酬等)

	報 酬 (日額)	実費弁償金 (日額)	備 考
会議出席報酬等	5,000円	1,000円	実費弁償金は、理事長、常勤又は職員兼務理事には不支給

別表 4 (理事長勤務報酬等)

	支 給 額	備 考
勤 務 報 酬 (月額)	700,000円	
通 勤 手 当 (月額)	社会福祉法人羽博会職員給与支給規程第7条に準じて支給する。	
実 費 弁 償 金 (月額)	実費相当額を支給する。	
期 末 手 当 (年額)	社会福祉法人羽博会職員給与支給規程第6条に準じて支給する。	

別表 5 (理事長以外の役員勤務報酬等)

	報 酬 額	実 費 弁 償 額	備 考
勤 務 報 酬 等	5,000円	1,000円	実費弁償金は、常勤又は職員兼務役員には不支給

別表6（監事勤務報酬等）

	報 酬 額	実 費 弁 償 額	備 考
勤 務 報 酬 等	5,000円	1,000円	